

伊勢茶の振興に向けた計画(骨子)

別添2

1 計画の基本的な考え方

(1)新しい計画の策定趣旨

平成23年策定(平成25年一部改定)の三重県茶業振興指針について、これまでの成果や課題、茶業を取り巻く情勢の変化などを踏まえ全面的に見直し、伊勢茶振興に向けた新たな計画として策定

(2)新しい計画の方向

茶業経営体の経営発展に向け、まず県内を中心に日本茶の消費拡大に取り組み、その消費を伊勢茶の需要へと転換を図ることで、伊勢茶の販売拡大による経営体の所得向上につなげるための計画

(3)計画の期間

令和4年～13年の10年間。概ね5年毎、また情勢の変化等を踏まえ、見直す。

2 本県の茶産地の現状(指針に基づく、これまでの成果と課題)

(1)伊勢茶生産の競争力強化と担い手の確保・育成

<成果>

- 大規模経営体における茶園の集積や茶工場を持たない農家との連携を促進
- 製茶工場や茶園管理の共同化や法人化を促進
- 需要に対応し、「おおい茶」(かぶせ茶、碾茶、玉露)の生産を拡大

<課題>

- ◆販売価格の低迷に備え、経営体のタイプ毎の課題への対応支援が必要
- 特に、産地の核となる大規模製茶工場を有する経営体における生産体制として、茶園の基盤整備や雇用就農者の確保、スマート技術の導入などが必要



(2)伊勢茶の消費拡大と流通販売戦略の強化

<成果>

- 伊勢茶認証店を通じ伊勢茶をPR、伊勢神宮など観光地で呈茶サービスを実施
- ニーズに対応した新たな商品を開発(高級ボトルティー、熟成かぶせ茶等)
- (株)HISとの連携により海外食品加工事業者に原料として輸出を促進
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した栽培暦を策定

<課題>

- ◆依然として、全国的に茶の消費が低迷。しかしながら、本県の1世帯当たりの茶の購入量は静岡県などに比べて少なく、県内消費には拡大の余地。

このため、県内を中心に日本茶の消費拡大、伊勢茶の需要開拓などに取り組む必要

- ◆あわせて、さらなる販路の開拓として、海外への輸出にも取り組む必要



| 三重県 | 静岡県 |
|---------------|--------|
| 購入量 1,075g | 1,938g |

(3)安全安心な伊勢茶の確保

<成果>

- 国際水準GAPの認証取得を促進(R2年度末41経営体159農場)
- 卸売事業者に生産履歴情報を迅速に提供できる生産流通体制を整備
- 有機JAS認証(15件)、みえの安心食材表示制度の登録(26件)を促進

<課題>

- ◆国際水準GAP団体認証や有機JAS認証の取得拡大、それらを生かした取引拡大が必要
- ◆安全・安心や歴史・文化を合わせた食育や地産地消の推進が必要



3 茶業を取り巻く情勢の変化

- 社会のDXの進展
- SDGsの実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展
- テレワークなど、新しい生活様式の定着加速
- 消費者の購入先の変化(茶専門店→スーパー)
- カフェインレスなど飲料に対するニーズの変化

- リーフ需要の減少、一方でペットボトル需要も頭打ち
- 新型コロナによる茶の業務需要の減少
- 世界的には緑茶消費は増加、抹茶や有機栽培茶等の輸出が拡大傾向
- 遅霜や病害虫の発生など気候変動への懸念

～せっかくやで、伊勢茶を飲もに！～

4 本県茶業のめざすべき姿と、取組方向に係る基本コンセプト

(1)めざすべき姿の考え方

持続可能なもうかる茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに向け、次の状況になることをめざす。
◇意欲のある茶業経営体や産地の茶市場の収益が安定して、元気に事業を継続しており、産地全体が活性化している状況

◇県民における日本茶の消費が拡大しており、伊勢茶の需要の増大、ひいては、伊勢茶の販売が拡大している状況

(2)取組方向に係る基本コンセプト

めざすべき姿の実現に向けた取組方向の基本コンセプトは、「所得向上」と「消費拡大」の両輪での推進

- ①経営体の育成と販路拡大に加え、消費拡大を通じて将来高まる需要の獲得により、「所得向上」につなげる
- ②まずは、県内での日本茶の「消費拡大」に取り組み、開拓した日本茶需要を伊勢茶の需要に転換していく

5 目標指標および基本的な取組方向と取組内容

(1)目標指標の設定 「所得向上」と「消費拡大」の取組の進捗状況がわかるよう、成果指標を設定する。

(2)基本的な取組方向と、主な取組内容

| 基本的な取組方向 | 主な取組 |
|----------------------------|--|
| (1)伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大 | <p>①持続可能な経営体の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模経営や多角経営、複合経営など様々なタイプの経営体の育成②新規就農者や多様な担い手の確保・育成<ul style="list-style-type: none">・新規就農者の確保に向けた労働環境や人材育成体制の構築③生産効率の高い生産基盤づくり<ul style="list-style-type: none">・茶園の整備・改良、集積、品種分散の促進・スマート茶業技術等の研究開発・実証普及・耕作放棄茶園の発生を防ぐ他作物の導入促進④多様なニーズに対応できる生産体制の整備<ul style="list-style-type: none">・国内実需者のニーズに対応できる生産体制の整備・輸出先国の検疫や消費者ニーズに対応した生産体制の構築⑤伊勢茶の特徴や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大<ul style="list-style-type: none">・茶市場の機能強化・伊勢茶の特徴や国際認証を売りにした国内外における販路拡大・輸出に対応できる集出荷体制の整備 |
| 所得向上 | <p>①茶業関係者が総力をあげた県内の消費拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・県職員やJA職員が伊勢茶営業マンとなった消費拡大運動の展開②消費者のライフスタイルの変化に合わせた、茶の楽しみ方提案<ul style="list-style-type: none">・消費者や事業所等におけるティーバッグとマイボトル等の活用促進・テアニンによる茶のリラックス効果等機能性を生かし、仕事や勉強など多様なシーンでの飲み方を提案・カフェインレス等消費者ニーズに対応する飲み方の提案や商品開発③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進<ul style="list-style-type: none">・伊勢茶認証店や地物一番協力店舗との連携促進④食育活動の推進<ul style="list-style-type: none">・食育の推進による伊勢茶を誇りに感じる県民の拡大⑤日本茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信<ul style="list-style-type: none">・博物館など文化施設を活用した伊勢茶の歴史・文化の発信 |
| (2)県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進 | <p>AIを活用した生育予測</p> <p>伊勢茶ティーバッグ商品</p> <p>マイボトルで飲む伊勢茶</p> <p>伊勢茶カフェでの呈茶</p> |
| 消費拡大 | |

6 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進

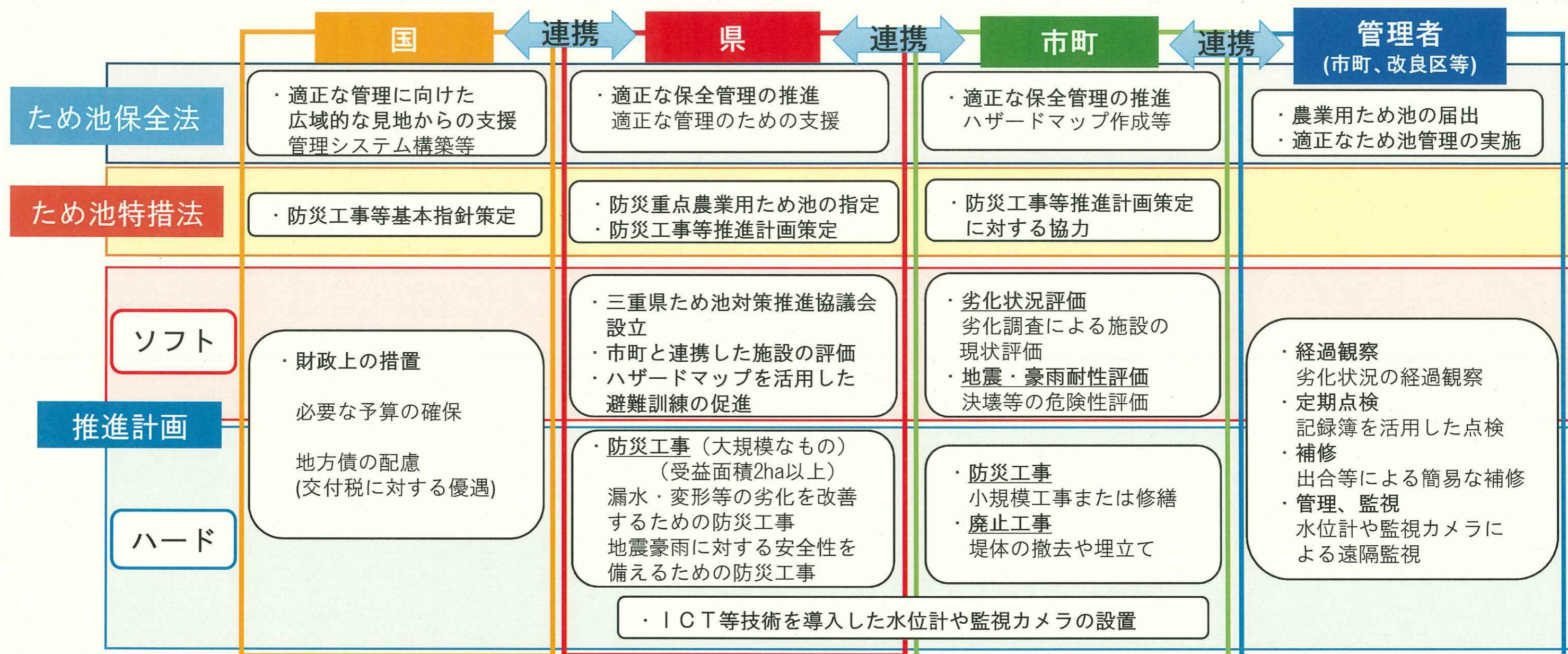
計画に基づく取組については、県を始め、三重県茶業会議所、三重茶農協、JA全農三重県本部、JA、市町などが連携し、オール三重で推進する。

特に、短期集中的に取り組む必要のある重点課題については、プロジェクトを設置して取り組む。

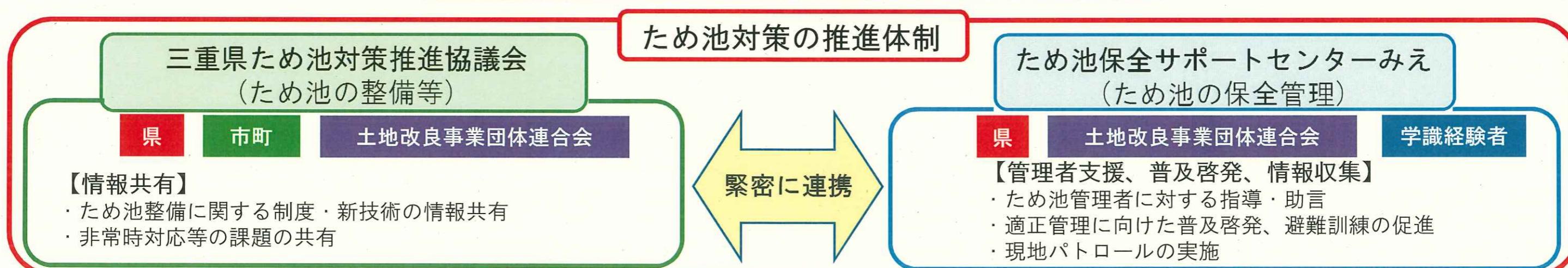
農業用ため池に係る防災工事等の推進について

別添 3

関係機関の役割



農業用ため池の防災減災対策の着実な推進を後押し



みえ木材利用方針 概要（中間案）

県産材の利用を最も優先して推進

「三重の木づかい条例」が施行されたことに伴い、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」に、公共建築物以外の事項等を追記して「みえ木材利用方針」として定めるものです。

【みえ公共建築物等木材利用方針（現行）の記載事項】

公共建築物における木材利用の促進のための基本的事項、公共建築物における木材利用の目標等

【追記する事項】

- ▶民間の建築物等における木材利用の推進
- ▶建築物以外の分野における木材利用の推進
- ▶森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等
- ▶木材利用の数値目標

日常生活や事業活動など暮らしの中で木材利用を推進

方針の概要

1 趣旨

- ・木材を使うことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、脱炭素社会の実現に通じ、私たちの生活を豊かにすることに貢献
- ・県民一人一人が木材利用の意義を認識し、人生を豊かにするため、公共建築物等における木材利用と共に、日常生活や事業活動において様々な形で木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として「みえ木材利用方針」を作成

2 建築物における木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 地方公共団体が整備する公共建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

- 積極的に木造化を推進する公共建築物：
建築基準法等に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められていない低層の公共建築物
- 具体的方向：低層の公共建築物は原則すべて木造化
すべての建築物において目に触れやすい部分を中心に木質化を推進

2 民間の建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

- 具体的方向：県は民間の建築物において木材利用の推進が図られるよう必要な措置を講じる

3 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

- 1 建築物以外の分野における木材利用の推進
 - ・公共土木施設について積極的に木材を利用
 - ・備品、消耗品は原材料に木材を使用しているものを利用
 - ・県民の日常生活や事業活動に木が使われるよう木材利用の意義や使途について普及啓発
- 2 研究及びその成果、技術等の普及
- 3 人材の育成及び確保
- 4 県産材の魅力向上の促進及び国内外への販路拡大

4 森林教育・普及啓発

森林教育や木材利用に係る普及啓発を通じて、木材の持つ魅力や木を使うことの意義等の理解を深め、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運醸成

5 木材供給の確保に関する基本的事項

木材の供給に携わる者は連携し供給体制の整備に努める

6 その他木材利用の推進に関し必要な事項

- 1 県の木材の調達に関する事項
- 2 建築物等を整備する者への要請
- 3 木材利用に係るコスト面で留意すべき事項

7 木材利用の推進の目標

- 1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標
 - 低層木造化施設率：100%
 - 木質化施設率：100%
- 2 民間ににおける木材利用の目標
 - 新たに木づかいに取り組む事業者数：80者（2028年度）

8 取組結果の公表

9 体制の整備

- 1 関係主体との協議の場の整備
- 2 県の部局等を超えた体制の整備



みえ木材利用方針（案）における木材利用の目標

1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

| 項目 | 目標 | 定義 |
|-----------|------|---|
| 低層の木造化施設率 | 100% | <p>建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という）に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は体積の5割以上に木材を利用するなどを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造化施設率」という。</p> <p>また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。</p> <p>なお、木造化施設率算定の対象は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（3階建て以下）の公共建築物とし、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難であるとされる施設（※注1）については対象外とする。</p> |
| 木質化施設率 | 100% | <p>建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを「内装等の木質化」とい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「木質化施設率」という。</p> <p>利用量に関わらず、目に見える場所を中心に、木材を利用した新築等又は模様替えを行った施設を、内装等の木質化が行われた施設とする。</p> |

※注1 木造化が困難であるとされる施設に係る例示については、以下のとおり。

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設
- ・その他木造化がなじまない施設

2 民間における木材利用の目標

| 項目 | 目標 | 定義 |
|----------------------|-------------------|---|
| 新たに木づかいで取り組む民間事業者等の数 | 80者 (2028年度目標) | 新たに木づかいで取り組む民間事業者等の数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者の数をいう。 |

みえ木材利用方針（中間案）

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項及び三重の木づかい条例（令和3年三重県条例第25号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、木材利用の推進のための施策に関する基本的事項、建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発に関する基本的事項、木材利用の推進に関する目標等を定めるとともに、木材利用の推進に係る体制の整備に関し必要な事項等を定める。

第1 趣旨

県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）を私たちの暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活や、私たちが住む三重県を豊かにしていくことに貢献するものである。

このような中、県民一人一人が、木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、県、市町等が整備する公共建築物等における木材利用を推進するとともに、県民及び事業者の参加のもと、日常生活及び事業活動等における住宅、社屋等への木材利用や、様々な形で暮らしの中に木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として、この方針を作成するものである。

なお、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業・木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資することが期待されることから、当方針に基づく取組は、三重の森林づくり基本計画と一体的に推進するとともに、県産材を最も優先して利用するものとする。

第2 建築物における木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 地方公共団体が整備する公共建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

（1）地方公共団体が整備する公共建築物

県内に整備される法第2条第1項第1号に掲げる建築物であり、具体的には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等をいう。

（2）積極的に木造化を推進する公共建築物

（1）の公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

(3) 公共建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、その整備する公共建築物のうち、(2)の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

なお、低層以外の公共建築物において、純木造とすることが困難な場合であっても、木造と非木造の混構造とすることにより耐火性能や構造強度が確保される場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するとともに、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化を図るよう努めるものとする。

また、木造・非木造にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を推進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

2 民間の建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

(1) 民間が整備する建築物

① 民間が整備する公共建築物

法第2条第1項第2号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）等の建築物をいう。

② ①以外の建築物

事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

(2) 積極的に木造化を推進する民間の建築物

民間の建築物の整備においては、(1)①の公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物において、積極的に木造化に努めるものとする。

(3) 民間の建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、民間の建築物における木材利用の推進が図られるよう、木造建築物等の設計及び施工、木材調達に関する知識を有する人材の育成を進めるとともに、建築物における県産材をはじめとする木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供、展示効果の高い県施設の木質化等、必要な措置を講じるものとする。

第3 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 建築物以外の分野における木材利用の推進に関する事項

県は、木材を利用することができる公共土木施設等について、木材を積極的に利用するとともに、公務等において使用される机、椅子、書棚等の備品及び文具類等の消耗品については、原材料に木材を使用しているものの利用を図るものとする。

また、木質バイオマスのエネルギー利用を図るとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その推進を図るものとする。

さらに、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することから、県民の日常生活及び事業活動等において、家具や日用品、玩具等、幅広い分野で木材利用が推進されるよう、木材利用の意義や使途等について、普及啓発に取り組むものとする。

2 研究及びその成果、技術等の普及に関する事項

県は、県内の林業事業者や木材産業事業者、建築関係事業者等からの要請に応じ、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための研究に取り組むとともに、その成果及び技術の普及に努めるものとする。また、木材産業事業者その他の木材の生産に携わる者が行う技術開発等を支援するものとする。

3 人材の育成及び確保に関する事項

県民の日常生活及び事業活動等において木材利用が推進されるよう、県は、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等の人材の育成及び確保に努めるものとする。

4 県産材の魅力の向上の促進及び国内外への販路拡大に関する事項

県は、県産材の魅力の向上を図るため、ブランド化の促進や生活の場での木材の優れた特性を生かした利用方法等の普及、新たな商品開発等を促進するとともに、新たな木材需要が見込まれる首都圏等県外の木材消費地や海外に向けて、木材産業事業者等と連携し、県産材のPR及び販路拡大に努めるものとする。

第4 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等に関する基本的事項

県は、森林教育及び木材利用の推進に係る普及啓発等の積極的な実施を通じて、木材の持つ魅力や、「木を使う」ことの意義など木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めるものとする。

1 森林教育に関する事項

県は、木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向け、森林教育を受ける機会の増大や場の整備、保育や教育の場での森林教育活動の一層の展開、森林教育対象を大人や企業に拡充するとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や森林教育を実践できる指導者の養成等に努めるものとする。

2 普及啓発等に関する事項

県は、多くの県民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができる、県内全域で自発的な取組が広がるよう、各種イベントでの普及、模範的な木材利用事業者の顕彰等の活動を通じて、県民の日常生活及び事業活動等における木材利用の普及啓発に取り組むものとする。

第5 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や林業事業者、木材産業事業者その他の木材の供給に携わる者は連携して、森林の適切な整備及び保全、木材製品の品質確保の推進並びに新用途の開発、技術の継承及び一層の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、県産材の利用の動向やニーズに応じた流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に努めるものとする。

第6 その他木材利用の推進に関し必要な事項

1 県の木材の調達に関する事項

県は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するものとし、県産材のJAS製材品及び「三重の木」認証材をはじめとする県産材を優先して使用する。併せて、その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、みえ・グリーン購入基本方針に規定する基本調達品目に該当するものについては、原則としてみえ・グリーン購入基本方針に基づく判断基準を満たすものとする。

なお、公共建築物の発注に当たっては、木材調達に配慮した工程計画を立てるとともに、材工分離発注の採用等、発注方式についても検討を行うものとする。

また、民間の建築物等における木材利用に関し、近接した地域にある森林から生産された木材を利用することは、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制し、環境負荷の低減に寄与することから、県産材が優先的に使用されるよう情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

2 建築物等を整備する者への要請

県は、市町及びその他建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する公共工事等において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

3 木材利用に係るコスト面で留意すべき事項

（1）建築材料としての木材利用のコスト

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築物以外の木材利用のコスト

公共土木施設及びその他の工作物を整備する者及び備品や消耗品を購入する者は、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

また、建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮するものとする。

第7 木材利用の推進に関する目標

1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

県が整備する公共建築物における目標については、別記1に定める。

2 民間における木材利用の目標

県は、民間の事業活動等において幅広い分野で木材利用が推進されるよう、木材利用に係る情報発信や普及啓発等に取り組むものとする。

なお、民間における木材利用の目標については、別記2に定める。

第8 取組結果の公表

県は、第7の1の県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他のこの方針に基づく建築物等における木材利用の推進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめ、三重の森林づくり基本計画に基づく実施状況報告とあわせて議会に報告するとともに、公表するものとする。

第9 体制の整備

1 関係主体との協議の場の整備に関するこ

県は、条例第17条第1項に規定する木材利用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、県及び市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等の関係主体が相互に連携・協力することができるよう、別記3に示す協議の場の整備に努めるものとする。

2 県の部局等を超えた体制の整備に関するこ

条例第17条第2項に規定する県の部局等の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制については、別記3のとおりとする。

(注) この方針において、

- 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

- ・「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用するすることをいう。
- ・「低層の建築物」とは、3階建て以下の建築物をいう。
- ・「県産材」とは、三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。
- ・「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

附則

この方針は、平成22年12月13日から運用する。

この方針は、平成29年10月 2日から運用する。

この方針は、令和 3年10月 1日から運用する。

別記1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

| 項目 | 目標 | 定義 |
|-----------|------|--|
| 低層の木造化施設率 | 100% | <p>建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という）に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は体積の5割以上に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造化施設率」という。</p> <p>また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。</p> <p>なお、木造化施設率算定の対象は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（3階建て以下）の公共建築物とし、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難であるとされる施設（※注1）については、対象外とする。</p> |
| 木質化施設率 | 100% | <p>建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「木質化施設率」という。</p> <p>利用量に関わらず、目に見える場所を中心、木材を利用した新築等又は模様替えを行った施設を、内装等の木質化が行われた施設とする。</p> |

※注1 木造化が困難であるとされる施設に係る例示については、以下のとおり。

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・博物館内の文化財を収藏し、若しくは展示する施設
- ・その他木造化がなじまない施設

別記2 民間における木材利用の目標

| 項目 | 目標 | 定義 |
|----------------------|-------------------|---|
| 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 | 80者 (2028年度目標) | 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者の数をいう。 |

別記3 体制の整備

みえ木材利用方針第9に規定する体制の整備は次のとおりとする。

| 項目 | 関係主体 | 推進体制・組織等 |
|----------------------|--|--------------|
| 関係主体との協議の場の整備に関すること | 市町 県 | 営繕主管課長会議 |
| | 森林・林業関係団体 木材産業関係団体 建築施工関係団体 森林教育関係団体 学識経験者 県（県土整備部） 県（農林水産部） | 三重県木材利用推進連絡会 |
| 県の部局等を超えた体制の整備に関すること | 県庁内各部局 | 三重県県産材利用推進本部 |

新法人 みえ林業総合支援機構（仮称）が担う役割について

別添6

(林業人材育成のステージ)

新規就業者の確保・育成

既就業者的人材育成

アカデミー修了生を含む
既就業者の総合的支援

新法人が担う役割

みえ林業総合支援機構（仮称）

首都圏等での就業ガイダンス開催事業
(農林水産支援センターから移管)

- 林業求職者の相談対応、アフターフォロー

新たな担い手確保対策（新規）

- 県内の林業就業フェア等の開催
- 近隣県と連携した就業・就職情報の発信

アカデミーの研修と連携した緑の雇用新規就業者育成推進事業

(農林水産支援センターから移管)

- フォレストワーカー研修（1～3年目）
- 森林の仕事ガイダンス、就業相談対応

林業基金益金事業

(農林水産支援センターから移管)

- 森林・林業普及啓発・就職支援事業
- 雇用安定確保事業

県の森林教育と連携した新規就業者確保対策
(新規)

- 学校教育と連携した林業体験講座
- 高校生の林業インターンシップ

林業就業促進資金貸付等事業

(農林水産支援センターから移管)

- 新規就業者、認定事業主への研修資金、準備資金貸付

みえ森林・林業アカデミーが担う役割

「みえ森林・林業アカデミー」

林業人材育成機能

- 既就業者の林業人材育成
基本コース
(ディレクター育成コース)
(マネージャー育成コース)
(プレーヤー育成コース)

- その他講座
(選択講座)
(市町職員講座)
(林業体験講座)

一貫した教育体系の構築

森林教育機能

- ビジョンに基づく森林
教育の企画
- 将来の職業選択を意識し
た一貫した教育体系の
構築

県民の森

活動フィールド

みえ森づくりサポー トセンター（委託）

- 森林教育指導者
の養成

- 森林教育活動の
コーディネート

体系的な森林教育の推進

研究・普及機能

- アカデミー修了生への技術支援
- 森林教育に関する研究の実施
- 研究・林業人材育成・森林教育への現場ニーズ
の反映と研究成果の普及の迅速化

アカデミー修了生を含む
既就業者の総合的支援

新法人が担う役割

みえ林業総合支援機構（仮称）

林業基金益金事業
(農林水産支援センターから移管)

- 福利厚生充実事業
- 労働安全衛生確保事業
- 林業就業者育成研修事業

アカデミー修了生を支援する産業界のネット
ワーク構築・運営（新規）

- みえ森林・林業アカデミー産学官連携
協議会事務局の運営
- アカデミー修了生相互の交流支援

林業従事者等への資金面の支援（新規）

- アカデミー修了生への資金援助
- 自伐林家への安全対策向上支援

林業事業体等へのコンサルティング業務
(新規)

- スマート林業など、最新の知見・技術の
導入等に関するコンサルティング
- 森林空間を活用した新ビジネス等に関す
るコンサルティング

1. 現状と課題

- 中部国際空港沖公有水面への名古屋港浚渫土砂の埋立により、漁場の消滅に伴う水産資源の減少、海域環境の悪化等、伊勢湾漁業への影響が懸念されています。
- このため、将来にわたり伊勢湾漁業が安定的に継続していくよう、海域環境の改善や水産資源の増大につながる取組を着実に進めていくための漁業振興策が必要です。

2. 基本的な考え方

- 漁業振興策は、令和2年度に策定した「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に掲げる施策と一体的に推進することで、伊勢湾漁業の発展、振興を図ります。
- 官民が一体となり伊勢湾漁業の現状と課題に向き合いつつ、めざす姿を共有した上で、一体となって実のある効果的な取組となるよう進めます。

3. 基本的な施策

① 海域・漁場環境対策



② 水産資源増大・養殖業振興対策



4. 取組概要

★伊勢湾における漁場生産力の再生・回復

漁業への影響が拡大している貧栄養、貧酸素等の環境負荷を低減するため、海域・漁場環境の改善を図ります。また、海域環境の浄化や水産動物の保護・育成場として重要な役割を担う干潟や藻場の造成を実施し、水質環境の改善や生態系等を保全します。これらの取組を通じて、伊勢湾における漁場機能及び漁場生産力の再生・回復を図ります。

★試験研究の充実・強化

★伊勢湾における持続可能な漁業の構築

イカナゴ等重要資源の減少に伴う減収を補填するため、アサリ等の資源回復に係る種苗生産技術及び種苗放流等の対策、二枚貝類の生息場となる漁場整備を実施し、持続可能な伊勢湾漁業を構築します。

★伊勢湾における藻類養殖の成長産業化

気候変動に対応した育種による品種改良、新たな品種に適した養殖技術の開発を行うとともに、作業の協業化等に係る施設整備を進め、伊勢湾の藻類養殖（クロノリ・アオノリ等）の成長産業化を図ります。

★密漁監視対策の充実・強化

密漁監視に必要なシステムの導入や密漁監視対策の充実・強化を図ります。

③ 経営安定対策



★担い手の確保・育成と経営安定対策

自立時の初期費用の負担軽減や事業継承の仕組みづくりを促進し、新規漁業就業者の定着を図るとともに、早期の経営安定につなげます。

★漁協の組織・経営基盤の拡充・強化

漁協による所得の向上等の取組支援や、漁協が所有する不要施設の処分等の対策を実施し、漁協合併や再編を促進することで、漁協の組織・経営基盤の拡充・強化を図ります。

★漁業経営の安定化に向けた施設の整備

安定した漁協経営や就労環境の改善を図り、生産性を向上させるため、水産加工施設等の整備を進めます。

三重県版アコヤタイムライン

別添8

| ■各タイムラインステージにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。 また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。 | | ■「ゼロ・アワー」の定義 「アコヤガイのへい死の発生が想定される時点」 | | ■対象：令和元年から発生したアコヤガイのへい死 ■想定海水温：海水温18~32°C ※前提条件：常時餌不足 | | ■凡例：◎ ⇒ 主たるセクション、または情報を発信する立場 ○ ⇒ 関係セクション、または情報を共有する立場 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|------------------------------|--|---|--|--|--|---|---|------------------------------|---|----------------------|--|---|---|---|---|---|---|
| いつ(何時) | 何を(行動) | 誰が(行動主体) | 項目 | 行動項目 | 行動内容 | 水産振興課 (農林水産総務課) | 水産研究所 | 各真珠漁協 | 志摩市 南伊勢町 | 伊勢水産室 | 真珠養殖業者 | | | | | | | | | |
| 目安となる海水温 | 想定される状況等 | いつ(何時) | 何を(行動) | 誰が(行動主体) | 項目 | 行動項目 | 行動内容 | 水産振興課 (農林水産総務課) | 水産研究所 | 各真珠漁協 | 志摩市 南伊勢町 | 伊勢水産室 | 真珠養殖業者 | | | | | | | |
| 共通項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 海水温の予測 | 水産研究所が海水温を予測 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 2 アコヤタイムライン運用 (管理) | 水産振興課がアコヤタイムラインの進捗を管理 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 3 (検討) | 予測した海水温やへい死の通報数を元に、水産振興課と水産研究所がアコヤタイムラインステージ移行の検討 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 4 (決定) | 水産振興課がアコヤタイムラインの発動やステージ移行を決定 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 5 (周知) | 水産研究所がSNSやHP等を活用し、 真珠養殖業者や真珠漁協、市町等 にアコヤタイムライン発動やステージ移行に伴う周知、貝の状況確認を依頼 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 6 海水温、餌量等の情報整理、「アコヤ養殖環境情報」提供 | 水産研究所が原則週1回、海水温、餌量、黒潮流路、気象等の情報を収集、整理し、 真珠養殖業者 にSNSやHP等を活用した情報提供 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 7 生産現場の巡回 | 水産研究所や伊勢水産室は週1回、生産現場を巡回し、貝の成長(貝殻形成力、付着力等)やへい死等情報を収集 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 8 問い合わせ対応・情報提供 | 報道機関や真珠養殖業者からの問い合わせには、水産振興課と水産研究所が対応(随時) | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 9 適正養殖管理の徹底 | 真珠養殖業者 は、「真珠適正養殖管理マニュアル」及び「ポケット版マニュアル」に基づき適正養殖管理を徹底 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 本格的な稚貝飼育が開始される時点 | 【貝の状態】 ○貝殻形成力の増大 ○付着力の増大 【養殖作業】 4月～ ○稚貝の飼育管理の開始 ○挿核作業の開始 | タイムラインステージ1(準備段階) 【発動条件】本格的な稚貝飼育が開始される時点 (参考とするトリガー情報) □黒潮流路 □気温 | 10 貝(稚貝、母貝、挿核貝)の海面飼育に関する情報共有 | 真珠養殖業者は稚貝の変調(急にカゴの底に落ちる等)やへい死があれば水産研究所に通報 | 水産研究所や伊勢水産室がへい死等を確認 (1系統の稚貝が50%以上へい死した真珠養殖業者が1件あった場合、次ステージ移行を検討) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 予測海水温23°C以上 | 【貝の状態】 ○貝殻形成力の最大 ○付着力の最大 【養殖作業】 ○挿核作業の本格実施 ○貝の飼育管理の本格実施 | タイムラインステージ2(早期警戒) 【移行条件】英虞湾奥(水深2m)の海水温が23°Cになる予測、またはへい死の発生するおそれがあることのいずれか (参考とするトリガー情報) □黒潮流路 □気温 □通報に基づき水産研究所が確認し、所有いづれかの系統の稚貝が50%以上へい死した真珠養殖業者が1件以上確認された場合 | 11 ストレス緩和対策の周知 | 真珠養殖業者は、ストレス緩和対策(深吊り。目合の大きなカゴへ収容。収容数の減少。沖で飼育。ストレス作業を控える。振動緩和のため、超スロー航行。)に努める | 12 【通報があった場合】へい死等の確認 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 予測海水温28°C以上 | 【貝の状態】 ○ろ過水量の減少 ○急激な代謝量の増大 【養殖作業】 ○挿核作業の本格実施 ○貝の飼育管理の本格実施 | タイムラインステージ3(警戒) 【移行条件】英虞湾奥(水深2m)の海水温が28°Cになる予測、またはへい死の発生するおそれがあることのいずれか (参考とするトリガー情報) □黒潮流路 □気温 □通報に基づき水産研究所が確認し、所有いづれかの系統の稚貝が50%以上へい死した真珠養殖業者が10件以上確認された場合 | 13 行動準備体制 | 水産振興課が真珠養殖対策会議を開催し、行動の確認 | 16 【通報があった場合】へい死等の確認 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 実測海水温28°C以下 | 【貝の状態】 ○稚貝がカゴ底に急に落下 ○稚貝のへい死が急に増加 ○2年貝、挿核貝で外套膜萎縮症状発生の通報が増加 | タイムラインステージ4(緊急対応) 【移行条件】へい死の発生するおそれが著しく大きくなること (参考とするトリガー情報) □通報に基づき水産研究所が確認し、所有稚貝全体の50%以上がへい死した組合員が組合に30%以上確認された場合 | 17 緊急対応準備体制 | 水産振興課が真珠養殖対策会議を開催、行動の確認 | 18 警戒情報の発信 | 水産研究所が警戒情報(ストレス作業中止、稚貝移動禁止)を 真珠養殖業者 等に発信 | 19 警戒情報を受けた対応 | 真珠養殖業者は貝にとってストレスとなる作業を中止。稚貝の漁場間の移動しない。 ※貝掃除やカゴ替え等、貝にとってストレスとなる作業であっても貝を触らないといけない場合は、この限りではない。 | 20 貝(稚貝、母貝、挿核貝)の海面飼育に関する情報共有 | 水産研究所と伊勢水産室、市町がへい死等調査を 真珠養殖業者 に対して実施し、結果を報告(危機管理課にも報告) | 21 貝(稚貝、母貝、挿核貝)の海面飼育に関する情報共有 | 真珠養殖業者は稚貝の変調(急にカゴの底に落ちる等)やへい死があれば水産研究所に通報 | 22 【通報があった場合】へい死等の確認 | 水産研究所や伊勢水産室、市町がへい死等を確認 (所有稚貝全体の50%以上がへい死した組合員が組合に30%以上確認された場合、次ステージ移行を検討) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | タイムラインステージ0(解除) 【警戒解除条件】英虞湾奥(水深2m)の海水温28°C以下になった 【全解除条件】英虞湾奥(水深2m)の海水温20°C以下かつへい死通報数が無いこと (参考とするトリガー情報) □黒潮流路 □気温 □水産研究所に稚貝の変調やへい死の通報数(0件) | 23 情報共有、新たな対策の検討 | 水産振興課が真珠養殖対策会議を開催、今後の対策の協議 | 24 警戒情報を受けた対応の徹底 | 真珠養殖業者は貝にとってストレスとなる作業を中止。稚貝の漁場間の移動しない。 ※貝掃除やカゴ替え等、貝にとってストレスとなる作業であっても貝を触らないといけない場合は、この限りではない。 | 25 貝(稚貝、母貝、挿核貝)の海面飼育に関する情報共有 | 水産研究所や伊勢水産室、市町がへい死等調査を 真珠養殖業者 に対して実施し、結果を報告(危機管理課にも報告) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 26 警戒解除の検討 | 水産振興課が真珠養殖対策会議を開催し、警戒解除の検討 | 27 警戒解除の決定 | 水産振興課が警戒解除の決定(危機管理課に報告) | 28 警戒解除の周知 | 水産研究所がSNSやHP等を活用し、 真珠養殖業者や真珠漁協、市町等 に警戒解除の周知 | 29 ストレス緩和対策の周知 | 真珠養殖業者は、海水温が20°C以下になると、引き続き貝にとってストレスとなる作業を極力控える | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |